

農空間

第77号

発行所
福島県農林水産部
農村計画課

はじめに

このたびの台風十九号により、亡くなられた方々に対し、深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。県では、被災された方々が一日でも早く日常を取り戻されるよう、生活再建に向けた復旧に尽力してまいります。

【特集】これからのため池管理について

ため池はかんがい用水確保のほか、防火用水など生活用水の貯水池や調整池としての役割も有しており、また、多種多様な生物が生息し、周辺を含めた豊かな自然環境とその価値が注目されております。一方で、昔からため池は集中豪雨による堤体崩壊や、老朽化に伴う漏水などにより決壊し、下流に被害をもたらす事故が少なからず発生しています。

これまでも、豪雨時にはため池管理者や消防団などが警戒を行い、危険な状態となれば市町村が避難を指示し、土のうを積んで堤体からの越流を抑えるなど決壊等の防止を図ってきました。



ため池堤体の除草状況(R1.6月中旬)

しかし、平成30年7月に発生した西日本豪雨では、防災重点ため池に指定されていないため池群が決壊し、下流に甚大な被害をもたらしました。これは、近年多発している集中豪雨によるものであり、これまでのような管理体制だけでは住民の安全が確保出来ない状況となっております。

これらを打開するため、農林水産省では「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を令和元年7月1日から施行しました。本法では、ため池の所有者及び管理者を明確にし、県民に情報を公開し、適切な維持管理を求める事が目的となっております。

本法に基づき、適切な状態を保つための補助事業や財政措置が、平成30年から3年間実施されることとなっていることから、ため池の点検やハザードマップの整備など次の3つを優先して進めます。

- ① 届出による管理対象ため池の把握
- ② 特定農業用ため池の指定
- ③ ハザードマップ作成などソフト面での対応

福島県では、まずため池の所有者又は管理者による届出の徹底と、特定農業用ため池の指定を進めてまいります。

さらに防災重点ため池の点検・確認を行い、今後の適正な利用となるよう体制整備を進めてまいります。

【農地管理課】

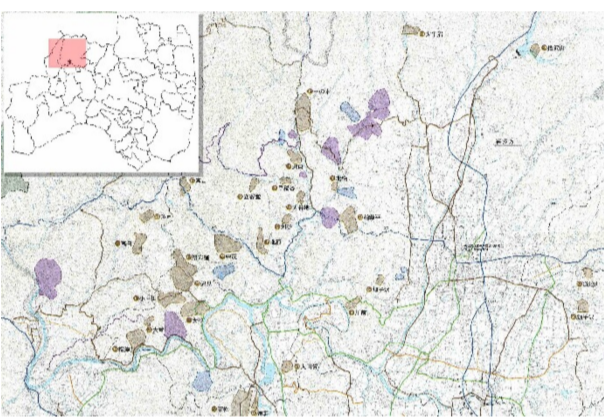
県内からの便り

会津地域における農地地すべりの管理について 〜地すべり地域の安全・安心を守る〜

会津農林事務所

平成30年4月に喜多方市南西部の揚津地区で発生し、注目された「地すべり」ですが、今回は農林事務所が行う業務では数少ない管理業務である、会津地域における「地すべり防止区域」の管理について御紹介いたします。

土砂災害に関する指定のうち、地すべりに関するものは「地すべり危険箇所」と「地すべり防止区域」があり、前者は「人家や公共施設に被害を生じおそれのある箇所」として、警戒や避難の参考にするものであり、後者は「地すべり等防止法」に基づき、現に地すべりの兆候、または発生している区域を指定し、地すべり防止施設の設置、一定の開発行為を制限する等の管理を知事が行うものです。「地すべり防止区域」は「国土交通省」「林野庁」「農村振興局」所管のものが各々あり、このうち農林事務所農村整備部が管理する農村振興局所管の区域



会津地方の地すべり区域の分布



横穴ボーリングの点検状況

は、平成30年9月現在で、福島県では41地区約1千9百ヘクタール、会津管内ではこのうち29地区約1千6百ヘクタールあり、これらについて対策工事や施設の管理、工作物設置の許可等を行っています。地すべりの兆候は、地元住民や市町村等からひび割れの発生等についての通報や、県の調査等で把握します。

揚津地区では、県道の亀裂が道路パトロールで確認されました。地すべりのほとんどは喜多方市及びその周辺に集中しており、現在、揚津地区(喜多方市)、洲走地区(会津坂下町)の2箇所対策工事を実施中で、その他区域内の施設や標識、地山の亀裂、不法投棄などを巡視点検しています。また、震度5弱以上の地震や大雨・洪水警報が発生した場合も所定の点検を行っています。余談ではありますが、

場所が場所だけに、熊などの野生動物と遭遇する場合があります。ため、注意が必要です。このような



集水井の点検状況

地域に根ざした 水土里ネット

県北

先人の偉業を後世に遺しつつ 土地改良区の使命を果たす

「福島市土地改良区概要」

県都福島市唯一の改良区で、昭和49年に3つの土地改良区が合併し発足し、その後二度の合併を経て、昭和59年10月に現在の体制となりました。平成30年度末で受益面積は2,511ヘクタール、組合員総数4,232名、総代45名、理事14名、監事3名、事務局職員6名で、施設の維持管理及び土地改良事業にあたっています。

「特徴」

- ① 「維持管理委員会」 理事会の補助機関であり過去に施工した区画整理事業単位で17の委員会を組織し、独立し



金沢地区揚水の取水口土砂上げ

に施設の健全性の確認、関係機関や地域住民の協力による地すべりの兆候の把握等、地すべり防止区域の適正な管理により、地域住民の安全・安心な暮らしを守っています。【農村整備部】



て予算を持ち自主計画に基づき適正な維持管理に努めています。

② 「栗本堰」

享保3年(1803年)頃に開削されたと伝えられ、一級河川松川左岸から取水し、昭和に入ってから珍しい「円形分水」も造られました。県営ほ場整備福島北部地区(平成9〜18年)の用水源となっております。現在、県北農林事務所に変容お世話になりストマネ事業により、老朽施設の長寿命化を進めています。



栗本堰円形分水の土砂払い

③ 「井野目堰」

正保4年(1647年)に一級河川摺上川支流小川右岸から用水を引いたことが始まりで、地域の田畑開発が進むきっかけとなりました。



栗本堰を訪れる小学生勉強会

- ④「阿武隈川から揚水」
松川町沼袋地区と金沢地区では、一級河川阿武隈川から灌漑用水をポンプアップし営農しています。
- ⑤「畑地かんがい」
過去に施工した野田地区・庭坂地区(梨)、湯野地区(桃)では、灌漑設備でみずみずしい果樹を生産しています。
- ⑥「維持管理適正化事業」
ポンプなどの揚水設備は定期的更新が必須ですので、当該事業により更新しています。
- ⑦「多面的機能支払交付金事業事務受託」
過去に施工した区画整理事業10地区で展開されている当該事業組織の事務を支援しています。
- ⑧「農地中間管理機構関連農地整備事業」
当該事業化に向け、沼袋地区において本年度から県単独調査設計事業に着手しました。
「水土里を育む普及促進事業」
毎年、「栗本堰を訪ねる小学生勉強会」として、大笹生小学校4年生を対象に頭首工・円形分水幹線水路の見学や水質検査を行っています。
【福島市土地改良区事務局長】



玉村主任主査

小長井技師

災害復旧工事の設計変更打合わせ



小長井技師

鈴木技師

玉村主任主査

原町南部地区の地元説明会
(写真右端より玉村主任主査、小長井技師、鈴木技師)

福耕支援隊情報



相双農林事務所農村整備第一課原町南部農地復旧担当では今年度においては3県から3名の「福耕支援隊」として応援をいただいております。南相馬市原町区内の津波被災からの復興を目指すほ場の農地・施設の災害復旧事業1地区や復興基盤総合整備事業の4地区を担当しています。日夜、工事の設計積算や監督業務、地元調整に鋭意取り組んでいる3名を紹介します。

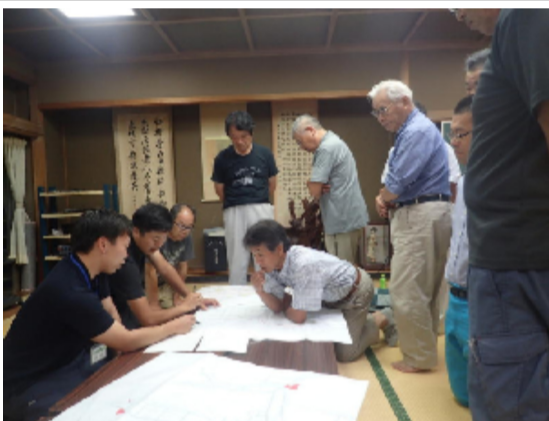
【令和元年度派遣職員】

- 玉村幸一主任主査(長野県)
- 鈴木孝昭技師(栃木県)
- 小長井遙技師(静岡県)

本格的な営農再開を見据え、農業振興普及部との連携を本格化させるとともに、震災後の営農形態に対応する工事実施のため、地元説明会での意見調整や関係各所との断続的な協議調整等をチームワークで取り組んでいます。

強い責任感を発揮しながら、爽やかに業務に立ち向かう支援隊は、今後も相双地方の復旧復興に必要な不可欠なメンバーです。

【農村整備部】



地元受益者との熱い議論

福耕支援隊は平成23~30年までに延べ471人がふくしまに応援に来てくれたんだ!!

ふくしまからはじめよう。
Future From Fukushima.

「福耕支援隊」とは、「福島の被災した農地をふたたび耕し、おいしい農作物を作る」ため、全国各地の地方自治体・国から支援(派遣)にきている農業土木技術職員のみなさんを「福耕支援隊」と呼んでいます。

トピックス 土地改良事業の 環境配慮について

環境技術検討会現地調査

令和元年9月4日から5日にかけて、福島県農村整備環境技術検討会の現地調査を行いました。

この検討会は、ほ場整備などの農業農村整備事業における環境への配慮対策工法について、福島県農村整備環境技術検討委員(以下、検討委員)6名と現地調査を通じて意見交換を行い、事業の円滑な推進を図るもので、今回は県中と相双管内の事業実施予定3地区および事業完了2地区の合計5地区について、検討委員と事業担当職員が生きものの生息状況や水路等の環境配慮施設の状態などを調査し、環境に配慮した工法等を検討しました。

実施予定地区については「環境水路を設置する際は、広く浅く設計し水が溜まりやすくなるような状態にしたほうが良い」、実施完了地区については「ドジョウ、ミズカマキリ等が確認され



観察された水生生物たち

て非常にいい環境となっている」等、検討委員の方々から意見やアドバイスをいただきました。今回の現地調査での意見を踏まえ、今後も引き続き環境に配慮した工法について十分に検討し、適切な計画となるよう努めていきます。

【農村計画課】

新規採用職員の紹介

農業土木職員の一員です!



- ① 所属・氏名
相双農林事務所 農村整備第二課 大石 翔吾
- ② 出身地
神奈川県
- ③ 学生時代の専攻
志望動機・担当業務・抱負

①相双農林事務所
農村整備第二課 大石 翔吾

②神奈川県

③生物生産環境学専攻

④学生時代に重金属汚染された土壌の修復に関する研究に関わったことがきっかけで食と農業に興味を持ち始めたことが本職を志望した理由です。

業務は、津波被害を受けた地区のほ場整備を担当しています。業務の難しさを日々肌で感じておりますが、地域復興の一助となるよう尽力して参りますのでよろしくお願ひします。

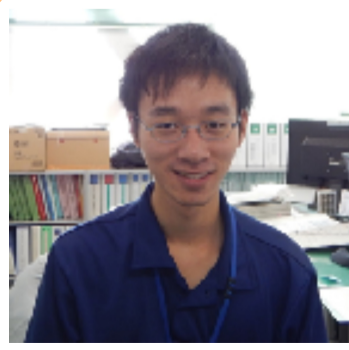


現場で説明を受ける検討委員(南相馬市押釜)

- ①相双農林事務所
農村整備第三課 中川悠吾
- ②福島市
- ③農学生命科学部地域環境工学科
- ④私は興味を抱いていた農業農村について学ぶことができる学科に進学しました。そこでの生活を通して、農村を気ある地域にしたいという思いが募り、農業土木職を志望しました。

現在は南相馬市小高区の片草地区でほ場整備を担当しています。地元の方と整備に携わって頂いた方、皆さんが良かったと思えるような事業にしたいです。

福島県の発展のため、力になればと思います。よろしくお願ひします。



編集後記

新元号になって初めての農空間である記念すべき第77号にも関わらず、発行が遅くなりましたことお詫びいたします。

先日、台風十九号によるため池の被災状況確認のため、相双管内のため池点検に行ってきました。現地確認したため池の状況を見て、適切な管理指導や豪雨対策の必要性を感じ、これからのため池に係る調査や対策工の重要性について身をもって感じました。

何事においても、将来を見据えた判断と行動が大事だと気づいた秋でした。

丸山

「農空間」とは...
農村において繰り広げられる農業の営み、それを支える農地や水、人々の生活、そして、美しい自然に囲まれ長い間に培われた伝統・文化などが溶けあつた空間の事です。